

議案第百十七号

中部市町村共同施設管理組合の共同処理する事務の変更及び中部市町村

共同施設管理組合規約の変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定により、中部市町村共同施設管理組合の共同処理する事務に盪きゆう自動車運送事業を加え、中部市町村共同施設管理組合規約を次のとおり変更する。

昭和四十七年十二月二十二日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十七年拾貳月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



中都市町村共同施設管理組合規約の一部を改正する規約

中都市町村共同施設管理組合規約（昭和四十六年十一月一日許可）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

七 靈きゆう自動車運送事業に関すること。

附 則

この規約は、許可の日から施行する。